

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第五条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

附 則

この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。